ただし、上記ア）～イ）は同一工事であること。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記ア）、イ）の施工実績を有し、他の構成員は、元請けとして完成・引渡しが完了した上記ア）の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑥　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）１人の者が、平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ア）切土（掘削）高さが30m以上であり、かつ切土（掘削）の土量が100,000㎥以上の道路工事であること。

イ）6,000㎡以上の法面処理工（植生工）の工事であること。

ただし、上記ア）～イ）は同一工事であること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の工事経験を有していること。

３）第１号２⑺③に同じ。

⑦、⑧、⑨　第１号２⑻、⑼、⑾に同じ。

⑩　工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

⑵　第１号２⑽に同じ。

⑶　二次審査　発注者から上記⑴、⑵に掲げる競争参加資格があると認められて指名された者で、下記４⑶㈠の期間内に施工計画書及びＶＥ提案書を提出した者のうち、発注者から当該工事全般の施工計画（周辺地域への環境対策に係わる具体的な施工計画）及びＶＥ提案（現場施工時の安全対策に配慮した具体的な施工計画）について適切であると認められた者であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①　入札参加者は「価格」及び「企業の高度な技術力（技術提案）」、「工事全般の施工計画（本工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の㈠、㈡の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㈠　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㈡　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

②　第１号３⑴②に同じ。

⑵　総合評価の方法

①　第１号３⑵①に同じ。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㈠、㈡のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㈢の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㈠　技術提案の項目として「現場施工時の安全対策に配慮した具体的な施工計画」

㈡　工事全般の施工計画（周辺地域への環境対策に係わる具体的な施工計画）

㈢　施工体制（施工体制評価点）

③　第１号３⑵③に同じ。

④　㈠、㈡、㈢の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、①～④の評価内容に応じて、加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、㈠の技術提案を行わない者は、㈡、㈢の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑶　㈠㈠、㈡、㈢の評価項目の詳細は入札説明書による。

⑷　㈠㈠「現場施工時の安全対策に配慮した具体的な施工計画」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。

⑸　第１号３⑸に同じ。

４　入札手続等

⑴　第１号４⑴に同じ。

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成24年６月25日から平成24年10月５日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし最終日は、９時00分から12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を⑴に持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録が残るものに限る。）することにより電子データを交付するので、上記⑴にその旨連絡すること。持参による場合は、⑴に記録媒体を持参すること。郵送又は託送による場合は、⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、平成24年６月25日から平成24年10月５日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分まで。ただし最終日は、９時15分から12時00分までとする。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

㈠　一次審査資料　平成24年６月25日から平成24年７月６日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、上記４⑴に平成24年６月25日から平成24年７月６日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに、書面にて持参もしくは郵送又は託送（書留郵便等、記録に残るものに限る。）すること。なお、申請書及び資料が３ＭＢを超える場合の提出方法については、入札説明書による。

㈡　二次審査資料　平成24年７月26日から平成24年８月22日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分までに、書面にて持参もしくは郵送又は託送（書留郵便等、記録に残るものに限る。）すること。

⑷　歩掛見積参考資料の交付期間、場所及び方法　競争参加資格を有する者に対しては、歩掛見積参考資料を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成24年９月５日から平成24年10月５日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし最終日は、９時00分から12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない競争参加資格を有する者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を⑴に持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録が残るものに限る。）することにより電子データを交付するので、上記⑴にその旨連絡すること。持参による場合は、⑴に記録媒体を持参すること。郵送又は託送による場合は、⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、競争参加資格を有する者の連絡先が分かるものを同封すること。交付期間は、平成24年９月５日から平成24年10月５日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分まで。ただし最終日は、９時15分から12時00分までとする。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成24年９月６日から平成24年10月５日まで　〒330－9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課　電話048－601－3151㈹　郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。